

○学校法人西南学院監事監査規程

2016(平成28)年12月6日

制定

(趣旨)

第1条 この規程は、私立学校法(昭和24年12月15日法律第270号)第37条第3項及び学校法人西南学院寄附行為(1951(昭和26)年2月24日。以下「寄附行為」という。)第20条第7項の規定に基づき、監事が行う学校法人西南学院(以下「学院」という。)の業務及び財産の状況の監査(以下「監査」という。)に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 監査は、学院の業務及び財産の状況について適正性を確保するとともに、教育・研究機能の向上を図り、もって学院の健全な発展及び社会的信頼の保持に資することを目的とする。

(監事の基本的姿勢)

第3条 監事は、公正不偏な立場で適切に監査を実施するとともに、職務上知り得た事項を他に漏洩してはならない。

- 2 監事は、監査の充実・強化を図るため、理事及び教職員との意思疎通を図り、業務の実態を把握するなど、積極的に必要な情報の収集に努めなければならない。
- 3 監事は、監査対象部門に対し直接指揮命令してはならない。

(監事会)

第4条 監事は、職務を遂行するため、監事2名による監事会を組織する。

- 2 監事会は、次に掲げる事項について検討及び協議を行うものとする。
 - (1) 監査方針、計画及び方法
 - (2) 監査結果の報告内容
 - (3) その他監査実施に関する事項
- 3 監事会は、適宜開催するものとし、必要に応じて監事以外の者に出席を求めることができる。
- 4 監事会に係る事務は、内部監査室が行う。

(監査の種類)

第5条 監査の種類は、業務監査及び会計監査とする。

- 2 前項の監査の内容については、次条及び第7条で定める。

(業務監査)

第6条 監事は、学院の業務が法令並びに寄附行為及びその他諸規則に準拠して適正に執行されているかを検証するため、業務監査を実施する。

- 2 監事は、業務監査を実施するにあたり、次に掲げる視点を踏まえるものとする。
 - (1) 学院の業務執行が建学の精神及びビジョン・中長期計画に準拠していること。
 - (2) 情報公開が適切に推進されていること。
 - (3) 教育・研究活動が建学の精神及びビジョン・中長期計画に沿って行われていること。
 - (4) その他監査において必要と判断されること。

(会計監査)

第7条 監事は、学院の財産の状況について、会計業務が学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)及び西南学院経理規程(1971(昭和46)年4月1日)に準拠し、予算制度に基づき執行されているかを検証するため、次に掲げるとおり期中及び期末において会計監査を実施する。

- (1) 期中会計監査においては、内部統制組織の信頼性を検証し、試査による監査を実施し、取引記録等の妥当性を監査する。
- (2) 期末会計監査においては、期末の財政状態並びに予算管理を含めた資金収支及び事業活動収支の妥当性を監査する。

(監査の方法)

第8条 監査は、書面監査及び実地監査により行う。

- 2 監事は、監査の実施にあたり、理事及び教職員に対して質問をし、事実の説明を受け、又は必要に応じて資料の提供を求めることができる。
- 3 監査対象部門の者は、監査が円滑に遂行されるように協力しなければならない。
- 4 監事は、監査の実施にあたっては、学院の業務の円滑な遂行及び教育・研究の特性に十分配慮しなければならない。

(監査計画)

第9条 監事は、毎会計年度の初めに監査の実施に関する計画(以下「監査計画」という。)を作成するものとする。ただし、必要に応じて行う臨時監査については、この限りでない。

- 2 監事は、監査計画を作成し、若しくは変更したとき、又は臨時監査の必要を認めるときは、速やかに理事長に通知しなければならない。

(他の監査との連携)

第10条 監事は、私立学校振興助成法(昭和50年7月11日法律第61号)第14条第3項の規定に

基づく監査を委嘱している公認会計士又は監査法人及び内部監査室と密接な連携を保ち、情報交換を行い、効率的な監査を実施するよう努めなければならない。

- 2 監事は、理事長の承認を得て、特定の事項について、内部監査室に対して調査を依頼し、報告を求めることができる。

(重要な会議への出席)

第11条 監事は、理事会、評議員会その他理事長が必要と認める学院内の重要な会議に出席し、意見を述べることができる。

- 2 監事は、前項の会議への出席の有無にかかわらず、理事及び教職員から審議事項についての説明を受け、関係資料を閲覧することができる。

(監査報告書の作成、提出及び報告)

第12条 監事は、毎会計年度に、当該年度の監査結果を踏まえ、監事会での検討及び協議を経て、監査報告書を作成する。

- 2 監事は、前項の監査報告書を当該会計年度終了後2か月以内に理事会及び評議員会に提出し、監査の実施状況及びその結果を報告する。

(監査後の措置)

第13条 理事長は、監査報告書に是正又は改善を要する事項がある場合は、速やかに是正又は改善の措置を講じなければならない。

- 2 監事は、理事長に対して監査報告書に記載した事項の措置状況等について、口頭又は文書による報告を求めることができる。

(意見の提出)

第14条 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長に意見を提出することができる。

(所管部署)

第15条 この規程に関する事務は、内部監査室の所管とする。

(規程の改廃)

第16条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附 則

この規程は、2016(平成28)年12月6日から施行する。